

事務連絡
令和2年2月25日

東村山市所在
地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所
管理者 各位

東村山市健康福祉部
介護保険課長 江川 裕美
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス提供における臨時的な取り扱いについて (周知)

日ごろより当市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
今般、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」(令和2年2月17日)が公表されたところです。
通知文の中で、居宅介護支援のモニタリング訪問についても、臨時的な取り扱いについて提示がありました。そこで、東村山市としての見解を以下のようにまとめましたので、貴事業所の介護支援専門員等にご周知の上、遺漏なくケアマネジメント業務が行えるようご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「月に一度のモニタリング訪問」について

利用者・家族より、新型コロナウイルス感染症の不安より、モニタリング訪問の拒否があった際、厚労省の受診の目安に記載されている疾患(糖尿病・心不全・呼吸器系疾患の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗ガン剤等を持ちいて治療されている方)をお持ちの方で、無理な訪問により本人・家族の不安が増強されることが見込まれる場合に限り、訪問以外の方法でのモニタリングであっても運営基準減算の対象としない。
ただし、「電話等で本人・家族より心身の状況を確認する。」「サービス提供事業所に本人の心身の状況を確認する。」等、本人の心身の状況把握に努め、記録に残すこと。

2. 「サービス担当者会議の開催」について

1. 同じ理由でサービス担当者会議の開催が困難な場合においても、運営基準減算の対象としない。ただし、「サービス担当者会議に対する紹介（依頼）内容」等を使用し、各事業所の意見を聴取し、利用状況の把握に努め、利用者・家族等にも、意見を取りまとめた内容について情報提供すること。

以上の1・2の対応を実施するケースが発生した場合は、速やかに介護保険課給付指導係まで電話でご連絡ください。また、この対応を解除する際も、連絡を入れてください。

お手数おかけしますが、ご対応の程よろしくお願いいたします。

以上

【担当及び連絡先】

東村山市健康福祉部介護保険課給付指導係 水野・青木・松本
電話：042-393-5111（代表）内線 3145 FAX：042-395-2131